

舞 鶴 総 第 37 号

平成 30 年 5 月 30 日

舞鶴市議会議長  
上 野 修 身 様

舞鶴市長職務代理者  
舞鶴市副市長 堤 茂  
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について  
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 1 号

和解の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり和解することについて専決処分する。

平成 30 年 3 月 30 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 和解の内容

事件に係る相手方自動車の修理に要する費用のうち 80 パーセント相当額(129,600 円)は、舞鶴市が負担する。

2 事件の概要

相手方自動車が学校の門を通過中、強風により動いた門扉が車両に接触し、

車両を損傷させた。

3 発生年月日

平成 29 年 10 月 22 日

4 発生場所

舞鶴市字行永地内

舞鶴市立青葉中学校